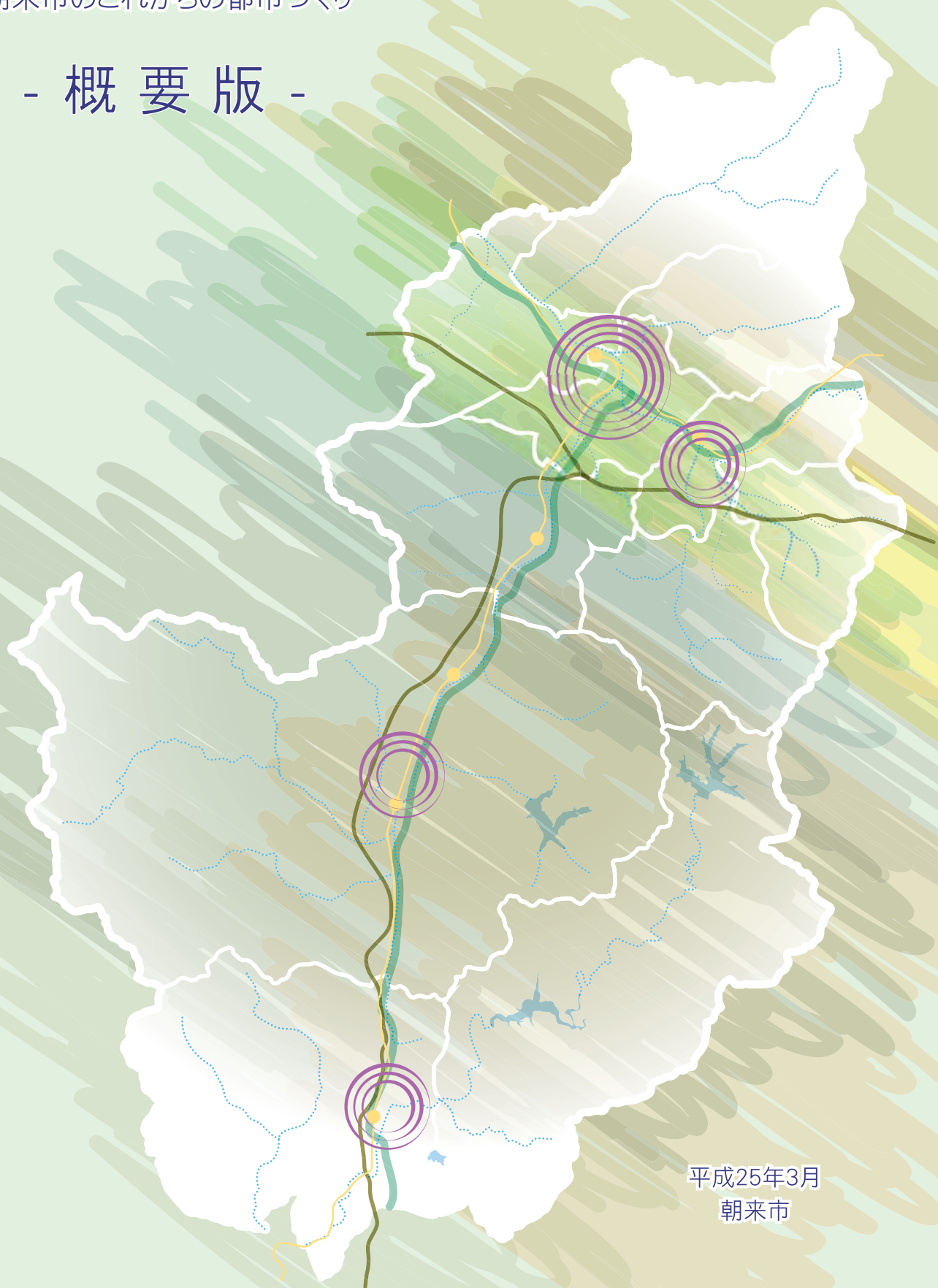


朝来市都市計画 マスタープラン

朝来市のこれからの都市づくり

- 概要版 -



平成25年3月
朝来市

都市計画マスタープランとは

朝来市都市計画マスタープランとは、朝来市全体のまちづくりの考え方を示した「朝来市総合計画」に基づき、都市計画に関わる主要な課題や都市づくりの目標を明確にし、都市計画の基本的な方針をとりまとめたものです。

すなわち、朝来市総合計画に掲げられた「自考・自行、共助・共創のまちづくり」の考え方にに基づきながら都市の将来像を実現化していくための基本的な考え方を示しています。

目指すべきまちの姿

【将来像】

『人と緑 心ふれあう交流のまち 朝来市』

【目指すべきまちの姿】

1 安心生活

①災害に強い安全なまち

自助・共助・公助がバランス良く確保された、災害に強いまちを目指します。

②良好な定住環境のまち

快適に暮らし続けられる住環境のまちを目指します。地域特性に応じた住環境を形成し、内外の人を惹きつける定住環境のまちを目指します。

③公共交通が確保されているまち

持続的に交通利便性が確保されたまちを目指します。

④地域の資源を市民が守り・活かすまち

歴史・文化・芸術にふれることのできる魅力的なまちを目指します。

2 交流活力

①広域交通基盤を活かしたまち

広域交通基盤を活かしたまちを目指します。

②観光・交流が活発なまち

市内の他の観光・交流拠点等との連携や関係づけを図り、多様な観光・交流のイメージをもつまちを目指します。

③産業活力のあるまち

既存産業に加え新たな産業を誘引するための施策等を推進し、産業活力のあるまちを目指します。

3 環境優先

①自然環境を守り・活かすまち

市民等によって水と緑の豊かな自然環境が大切に継承される源流域らしいまちを目指します。

②計画的な土地利用のまち

自然環境や農林地と市街地が共存する計画的な土地利用のまちを目指します。

③低炭素で環境にやさしいまち

朝来市らしい低炭素な都市づくりを目指します。

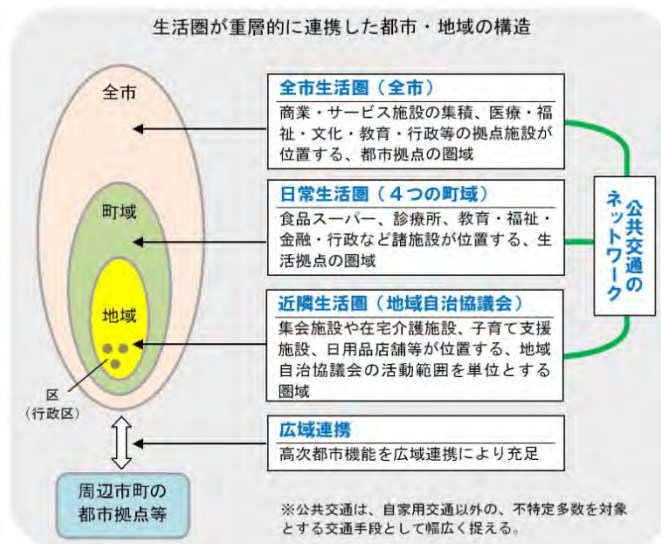
④朝来市らしい景観を守り・活かすまち

基本となる景観構造や景観資源を守りつつ観光・交流に活かす、魅力的な景観のまちを目指します。

都市づくりの基本方針1

安全・安心・快適に暮らし続けられる“生活圏”の都市づくり

- ①生活行動やコミュニティの範囲を考慮した“生活圏”（暮らしの範囲）の考え方を導入し、生活圏の段階に応じて**バランス良く拠点機能を確保**するなど、**安心・快適な暮らしを支えるまとまりあるまち**を目指します。
- ②公共交通のネットワークを軸として各拠点を結び、**まとまりある生活圏が都市全体で重層的に連携した都市・地域の構造**を目指します。
- ③基本的に必要な生活利便機能は市内で充足可能とし、さらに市内で充足不可能な高次都市機能は**広域的な連携**で対応していきます。
- ④以上の考え方を総合化し、人口減少・高齢社会においても、朝来市に「**住み続けたい、住んでみたい、住んで良かった**」と思われる、**持続可能なまち**を形成していきます。



都市拠点での生活イメージ

商業・サービス施設の集積、医療・福祉・文化・教育・行政等の拠点施設が位置し、利便性の高い生活を送ることができます



日常生活圏での生活イメージ

食品スーパー、診療所、教育・福祉・金融・行政など諸施設が位置し、安心・快適な生活を送ることができます



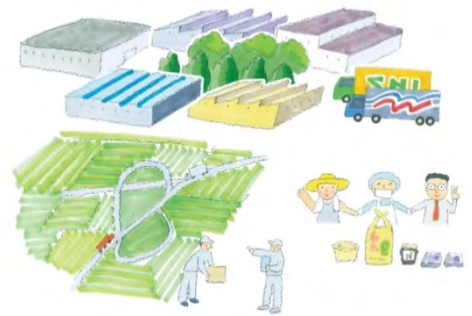
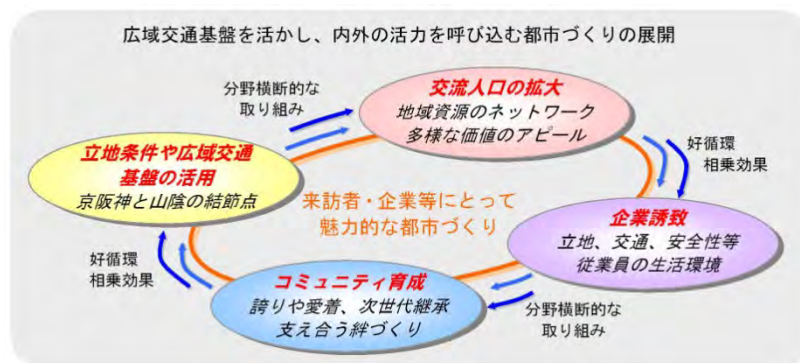
近隣生活圏での生活イメージ

集会施設や在宅介護施設、子育て支援施設、日用品店舗等が位置し、地域自治協議会を基本とするまちづくり活動が行われ、コミュニティでのふれあいのある生活を送ることができます

都市づくりの基本方針2

来訪者や企業等を惹きつける魅力あふれる都市づくり

- ①京阪神都市圏と山陰・中国地方を結ぶ立地条件や、高速道路の結節点などの広域交通基盤を、**地域活力の増進や生活の質の向上**に活かしていきます。
- ②交流人口や企業等を惹きつける活力ある都市づくりを進めるため、恵まれた立地条件や交通条件とともに、**多様な自然・文化資源や快適な生活環境などを総合的に活用**します。
- ③地域の課題解決のために地域や団体等が主体となって取り組む事業や、地場産業の高度化、農商工連携などの取り組みを促進し、**地域の中から元気を創出**していきます。



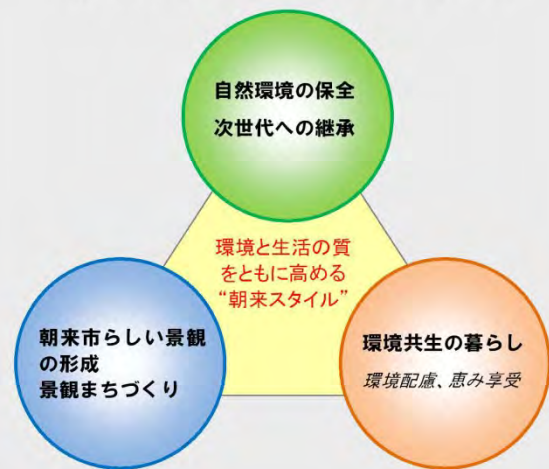
都市づくりの基本方針2

豊かな環境や景観の恵みを暮らしに活かす都市づくり

- ①生活利便の向上と環境保全とを両立し、**環境と生活の質をともに高めていく暮らし方(朝来スタイル)**の創造を目指します。
- ②自然と人の営みが調和した**朝来市らしい景観の価値を共有**し、地域づくりや観光・交流等に活かす景観まちづくりを推進します。
- ③**環境や景観と調和・共存した、豊かさの感じられる暮らし**を育むため、自然環境の適切な保全を図り、将来世代にその価値を継承していきます。

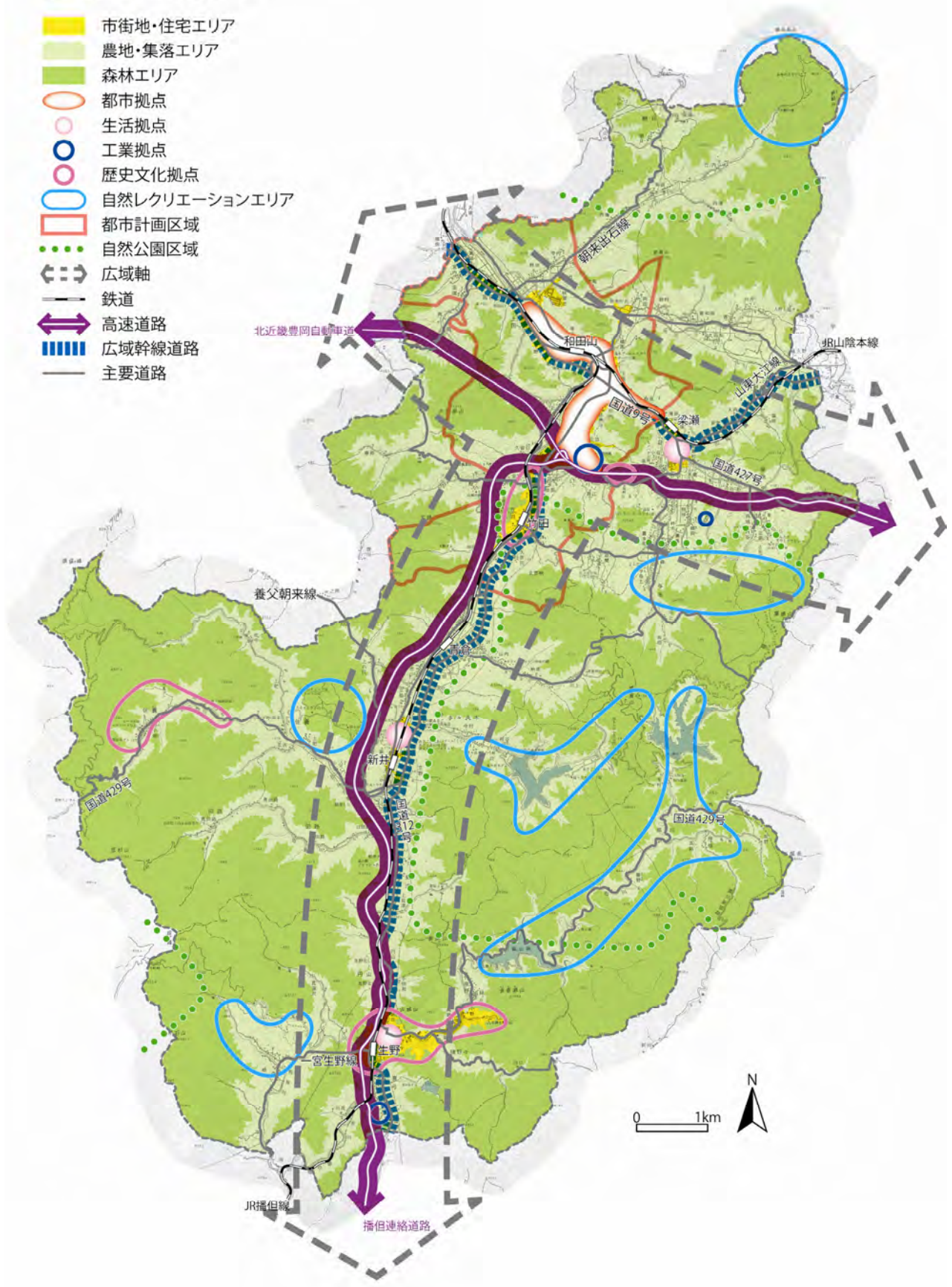


環境・景観・生活を結びつけて都市づくりに展開



全市の都市づくり方針図

- 市街地・住宅エリア
- 農地・集落エリア
- 森林エリア
- 都市拠点
- 生活拠点
- 工業拠点
- 歴史文化拠点
- 自然レクリエーションエリア
- 都市計画区域
- 自然公園区域
- 広域軸
- 鉄道
- 高速道路
- 広域幹線道路
- 主要道路



地域づくりの方針

地域別構想とは


















都市計画マスタープランの全体的な方針に基づき、地域の特徴や資源を活かした個性的なまちづくりを進めていくため、それぞれの地域のまちづくりの目標や方向性を示すものです。地域の課題や資源を整理し、各地域自治協議会の取り組み状況等も考慮しながら、それぞれの目標に向かって進んでいくために望ましいまちづくりの方針を示しています。


地域まちづくり計画と地域別構想

地域のまちづくり活動の発展に合わせて地域まちづくり計画が充実され、また地域別構想も充実されていくような、「地域とともに成長する計画」を目指しています。

まちづくりの方針は、市民、事業者、行政など多様な主体の参画によって実現していくことを基本とします。

【図の凡例】

	市街地・住宅エリア		自然
	農地・集落エリア		観光・交流・体験施設
	森林エリア		史跡・歴史的資源
	都市計画区域		社寺・仏閣
	山		小中学校
	河川		地域自治協議会事務所
	鉄道		その他
	高速道路		
	広域軸		
	主要道路		

※図中  内の文字は、地域ごとのまちづくりの方針です

1 生野地域



2 奥銀谷地域



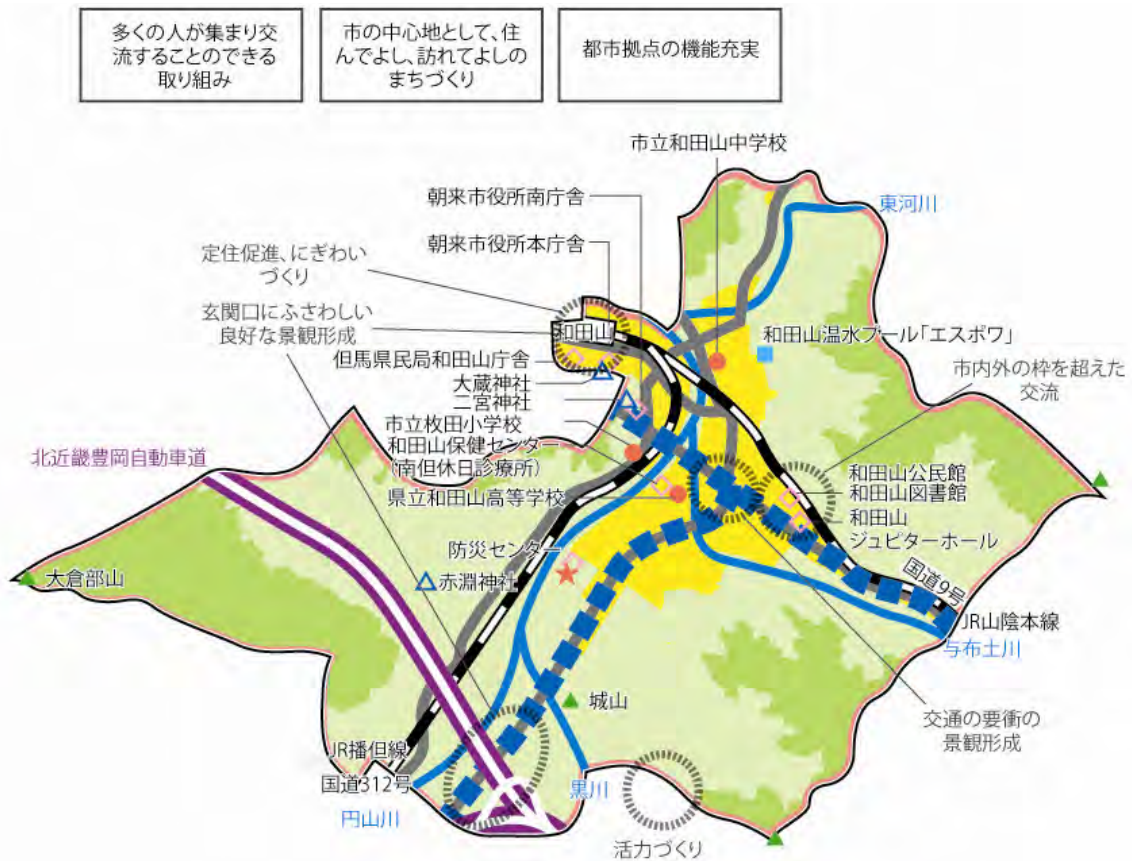
3 系井地域



4 大蔵地域

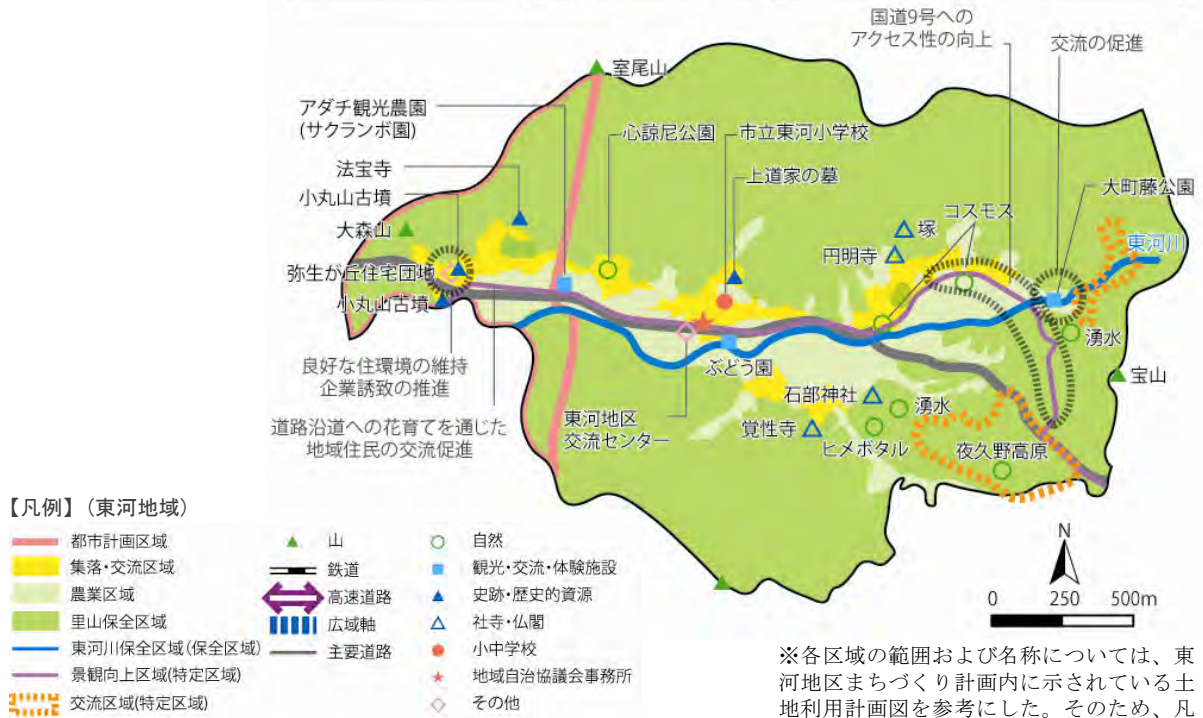


5 和田山地域



6 東河地域

夜久野高原の風土を活かした特色ある農業の実践	ホタルが舞いコウノトリが飛ぶ風景を大切にすることによる、地域への愛着育成	若者や地域外の人も住んでみたいと思える環境づくり	地域との協働による生活利便機能の維持
------------------------	--------------------------------------	--------------------------	--------------------



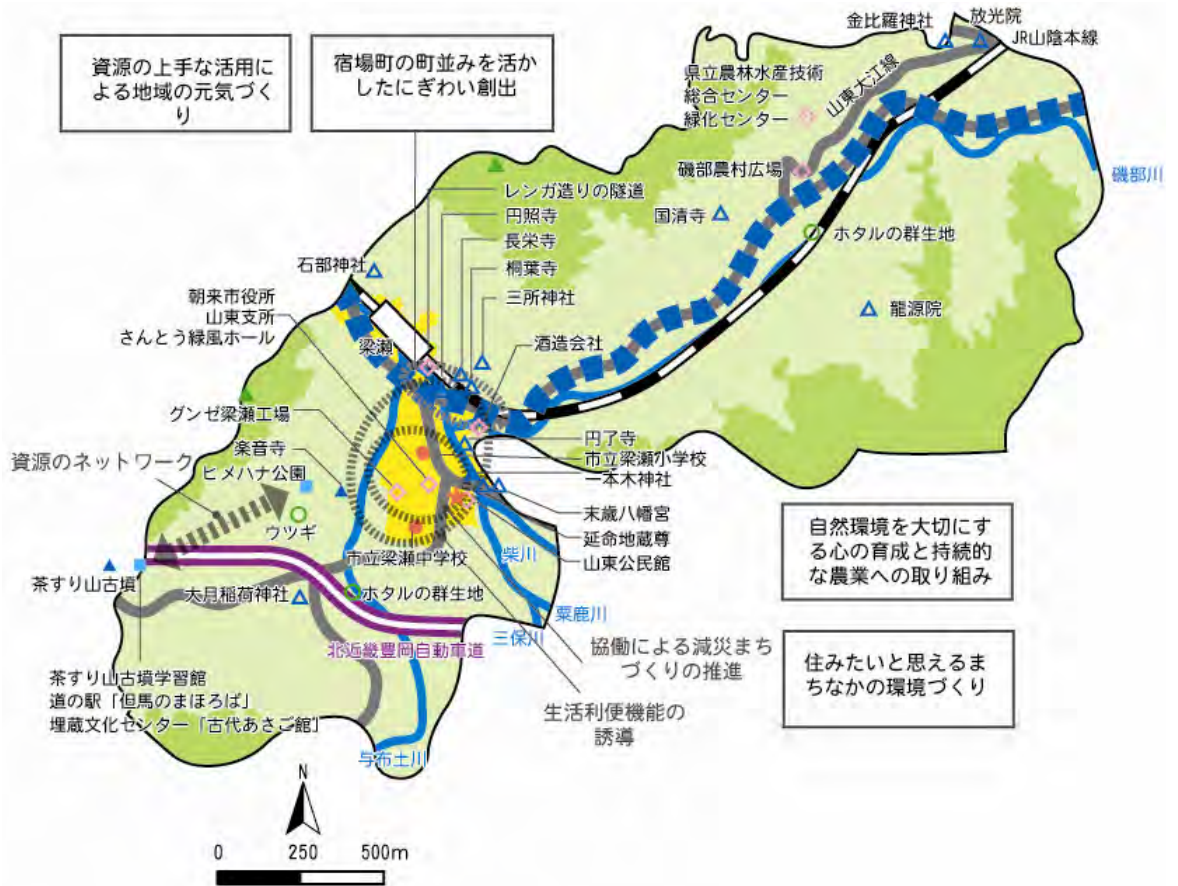
※各区域の範囲および名称については、東河地区まちづくり計画内に示されている土地利用計画図を参考にした。そのため、凡例の名称等は他の地域と異なっている。

7 竹田地域

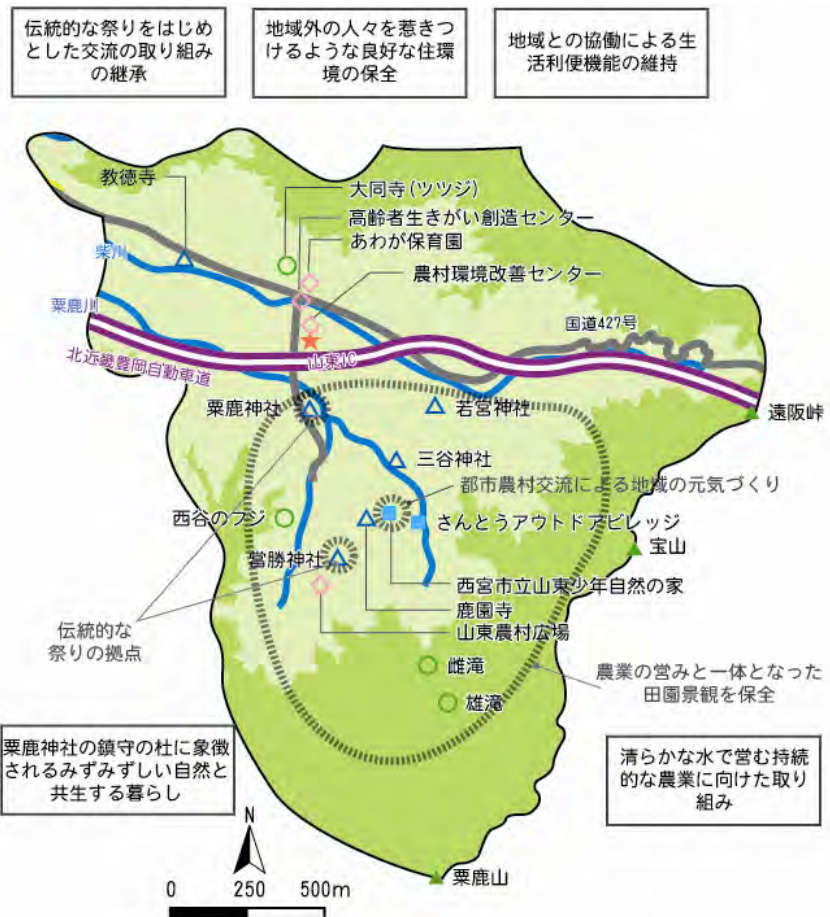
地区ごとの特色を活かしたコミュニティづくり	歴史ある町並みや集落と自然とが調和した景観の継承	住んでよし、訪れてよしのまちづくり
-----------------------	--------------------------	-------------------



8 梁瀬地域



9 粟鹿地域



10 与布土地域



11 朝来地域



都市計画等に関する主な施策や事業

方針1 安全・安心・快適に暮らし続けられる“生活圏”の都市づくりの実現に向けて

区分	短期的な施策や事業	中長期的な施策や事業
1) 魅力的な定住環境の都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家・空き地の管理・活用促進施策 ○生活基盤施設の維持管理・長寿命化計画の策定 ○若者等の定住促進施策 ○新たな医療拠点及び周辺市街地の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅マスタープランに基づく住宅セーフティネットの構築 ○集落維持が困難な小規模集落対策 ○都市農村交流や多自然居住の基盤整備や土地利用調整 ○公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入
2) 近隣生活圏（地域自治協議会）の都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域まちづくり活動を支援する仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や地区単位での開発や景観等に関するルールづくりの推進 ○「地域まちづくり計画」と連携した地域づくりの推進
3) 日常生活圏（4つの町域）の都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点における土地利用・景観施策 ○空き家・空き店舗を活用したにぎわい創出事業 ○通学路等の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した買い物難民対策 ○生活拠点及び周辺市街地における既存施設等を活かした修復型市街地整備 ○公共交通ネットワークの改善 ○アドプト制度など市民協働型維持管理の推進
4) 全市生活圏（全市）の都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○都市拠点における市街地整備、土地利用調整 ○既成市街地の防災対策 ○洪水・土砂災害の抑制対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市拠点の土地利用・景観対策 ○全市的公共交通ネットワークの改善 ○防災基盤の整備と地域防災力の向上対策 ○高次都市機能に関する広域連携の推進

方針2 来訪者や企業等を惹きつける魅力あふれる都市づくりの実現に向けて

区分	短期的な施策や事業	中長期的な施策や事業
1) 広域交通基盤を活かした都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の玄関口となる場所での景観整備や案内サイン等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業活力に寄与する基盤整備や土地利用調整 ○防災施設等と高速道路網の接続強化
2) 来訪者を惹きつける観光・交流の都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○竹田城跡周辺など主要観光拠点の整備 ○観光の拠点や資源のネットワーク強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域や地区の宝」を活かした都市づくりの推進 ○景観計画に基づく景観施策の推進
3) 企業等を惹きつける活力ある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○工業団地の維持管理 ○企業誘致や産業活力に寄与する基盤整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○工業団地や基盤施設の維持管理 ○地域資源を活かした起業や新産業創出等の促進

方針3 豊かな環境や景観の恵みを暮らしに活かす都市づくりの実現に向けて

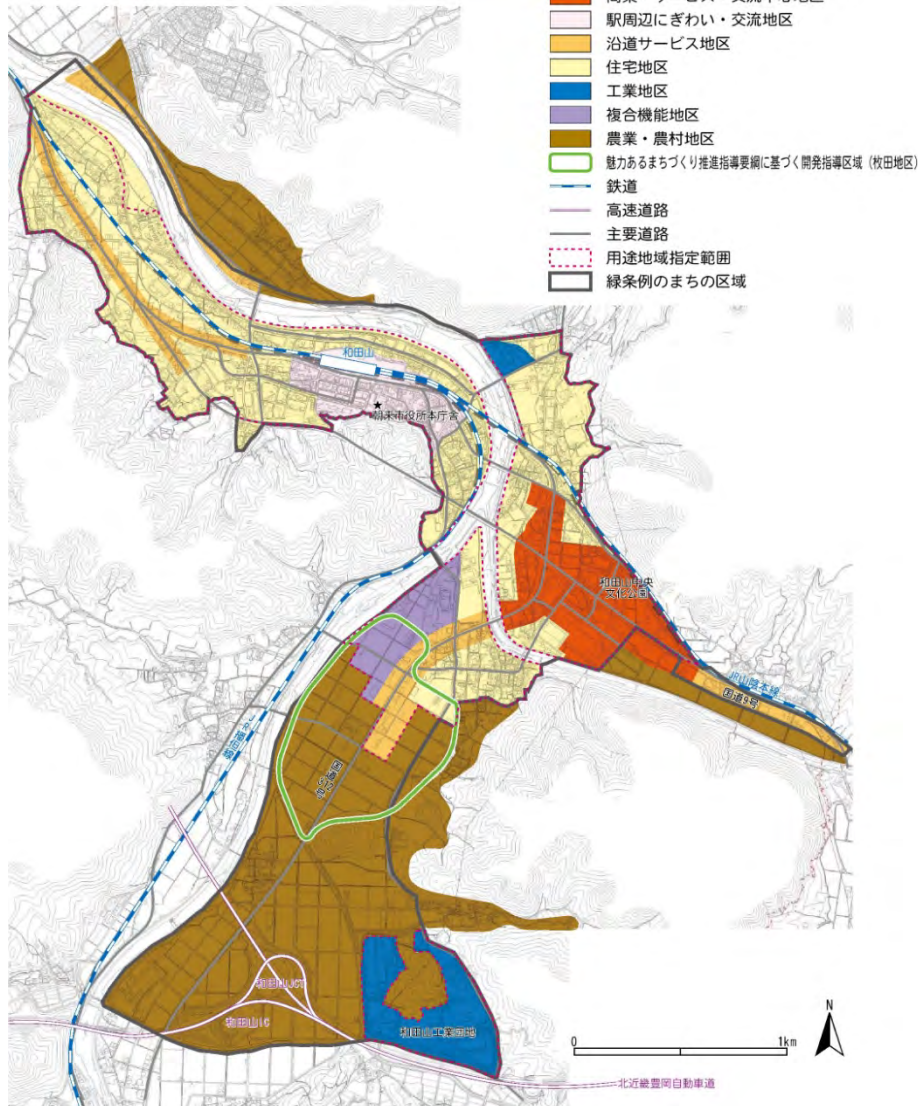
区分	短期的な施策や事業	中長期的な施策や事業
1) 自然と共生する豊かなまちと暮らしの創造	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境を守る市民活動等の促進 ○再生可能エネルギー等の開発や利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市農村交流を通じた環境保全の推進施策 ○環境保全に配慮した建築・都市基盤施設の整備推進
2) 朝来市らしい景観づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○景観計画に基づく景観形成の意識啓発と人材育成 ○景観資源の保全と良好なイメージの発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝来市らしい景観の保全・形成施策
3) 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境の保全施策 ○農林地の無秩序な土地利用の防止・荒廃対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○農林業施策を通じた農林地の保全対策 ○森林の持つ多面的機能を保全・活用するための仕組みの構築

都市拠点における土地利用の規制・誘導の方策

都市拠点の土地利用について

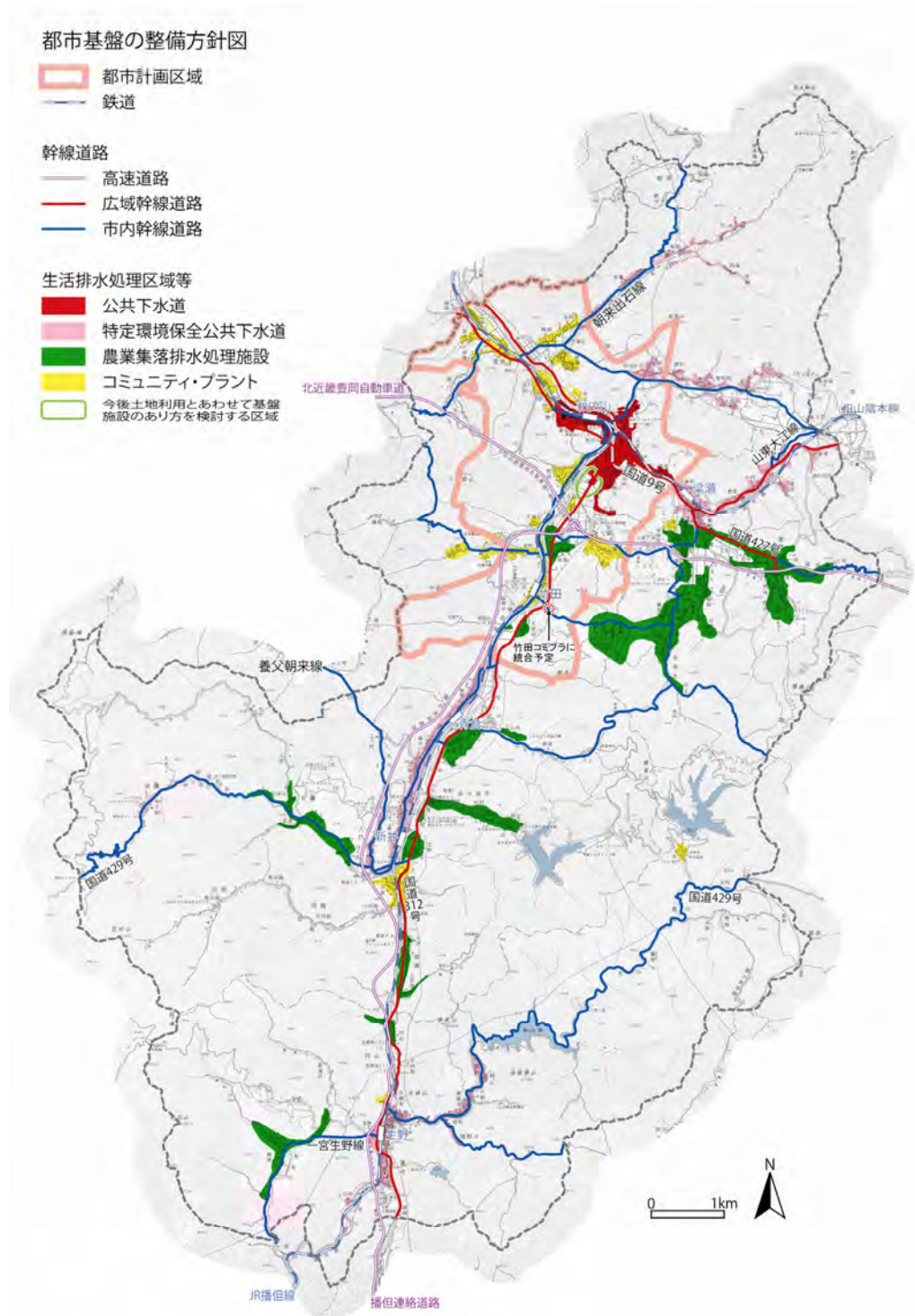
地区名称	具体的な手法や施策
①商業・サービス・交流中心地区	◇用途地域の適切な運用、地区計画やまちづくり協定等を活用した、土地利用の規制・誘導 ◇景観条例や屋外広告物条例を活用した、にぎわいの中にも節度のある良好な景観の誘導
②駅周辺にぎわい・交流地区	◇和田山駅の南北歩行者アクセス整備の検討 ◇和田山駅北の遊休土地、和田山機関庫等の有効活用の検討、働きかけ ◇駅前地区再生計画の検討（産業振興施策等と連携）
③沿道サービス地区	◇幹線道路沿道と背後地を含めた市街地整備の検討、地区計画や魅力まち要綱、緑条例等の活用 ◇景観条例や屋外広告物条例を活用した、にぎわいの中にも節度のある良好な景観の誘導
④住宅地区	◇用途地域の適切な運用、地区計画やまちづくり協定等を活用した、土地利用の規制・誘導 ◇地域のまちづくり活動（美化、緑化、景観形成など）の支援
⑤工業地区	◇用途地域に基づく土地利用の規制・誘導 ◇操業環境の保全や産業基盤整備への支援（産業振興施策と連携）
⑥複合機能地区	◇面的な市街地整備の検討、地区計画や魅力まち要綱、緑条例等の活用 ◇土地利用計画に基づく用途地域の適切な見直しや地区計画の検討
⑦農業・農村地区	◇農地の保全や営農環境の整備（農業振興施策と連携） ◇都市計画法、魅力まち要綱、緑条例等を活用した、開発や土地利用転換の規制・誘導
⑧魅力あるまちづくり推進指導要綱の区域	◇魅力まち要綱を踏まえた、地区土地利用計画の検討 ◇沿道景観の規制・誘導手法の検討（景観法、屋外広告物法の活用）

都市拠点の土地利用方針図



都市基盤施設等の整備等の方策

- ①今後の投資余力の減少を見据え、これまでに整備し蓄積してきた都市基盤施設等の維持管理と有効活用を基本とします。
- ②既存の都市基盤施設等の適切な維持管理を図りつつ、将来に備えた計画的な長寿命化や更新に取り組むとともに、官民連携による維持管理や運用等にも取り組みます。
- ③それぞれの施設に応じた中長期的な事業計画を作成し、計画的・体系的な整備等を図り、効率的・効果的な公共投資を図ります。



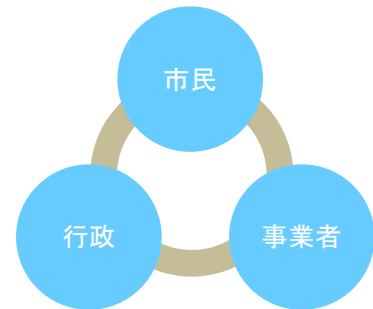
実現に向けての方策

①「参画と協働のまちづくり」を基本とします

朝来市自治基本条例は「一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現すること」を目的としています。そして、まちづくりの基本原則として、「参画と協働」、「情報の共有」、「自律と共助」の3つを定めています。

②各主体の役割分担と連携により、効果的にまちづくりを進めます

市民、事業者、市が朝来市自治基本条例に規定されている各々の責務を果たしていくとともに、それぞれがまちづくりの主体であることを認識し、適切な役割分担のもと連携することで、効果的にまちづくりを推進していくことをめざします。



③地域自治協議会の地域づくりとの連携により進めます

都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進において、地域自治協議会の取り組みとの連携が重要であるため、地域自治協議会の設立範囲に合わせて、都市計画マスタープラン地域別構想を定めています。

住民活動などソフト面を主とする地域まちづくり計画と、土地利用や生活基盤施設など空間面を主とする地域別構想とが、ちょうど車の両輪として機能することで、バランスのとれた地域づくりの展開を目指します。

計画の進捗管理

①PDCAサイクルによる管理

時機に応じた柔軟な対応を行うため、「PDCAサイクル」の考え方に即した進捗管理を、概ね5年ごとに行います。

②状況変化への臨機対応

関連する法制度の変更や関連する計画の改定、急激な社会経済変化等を考慮して、必要に応じて計画の見直しや補強などを行うものとします。

③地域別構想の成長管理

地域自治協議会の進捗に歩調を合わせて、適宜、地域別構想も進化するための見直しを行うこととし、いわば地域と共に成長する「成長型の地域別構想」を目指します。





朝来市 都市環境部 都市開発課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213-1
TEL 079-672-6127 FAX 079-672-4041

発行 平成25年 3月